

2019 年度

履修の手引

三重大学大学院 教育学研究科
教職実践高度化専攻

2019年度 教育学研究科

教職実践高度化専攻 学年暦

前学期 (4月～9月)

入学式 4月8日(月)

前学期開講 4月10日(水)

前学期試験 8月2日(金)～8月8日(木)

夏季休業 8月9日(金)～9月27日(金)

東紀州実習期間 9月30日(月)～10月11日(金)

後学期 (10月～3月)

後学期前半 (10月～11月25日)

連携校実習期間 10月21日(月)～11月1日(金)

後学期後半 (11月27日～3月)

後学期後半開講 11月26日(火)

冬季休業 12月23日(月)～1月5日(日)

授業再開 1月6日(月)

後学期後半試験 2月4日(火)～2月10日(月)

学位授与式 3月25日(水)

*授業および長期実習の時期や期間については、変更する場合があります。

*年間の行事予定については三重大学学生便覧を合わせてご参照ください。

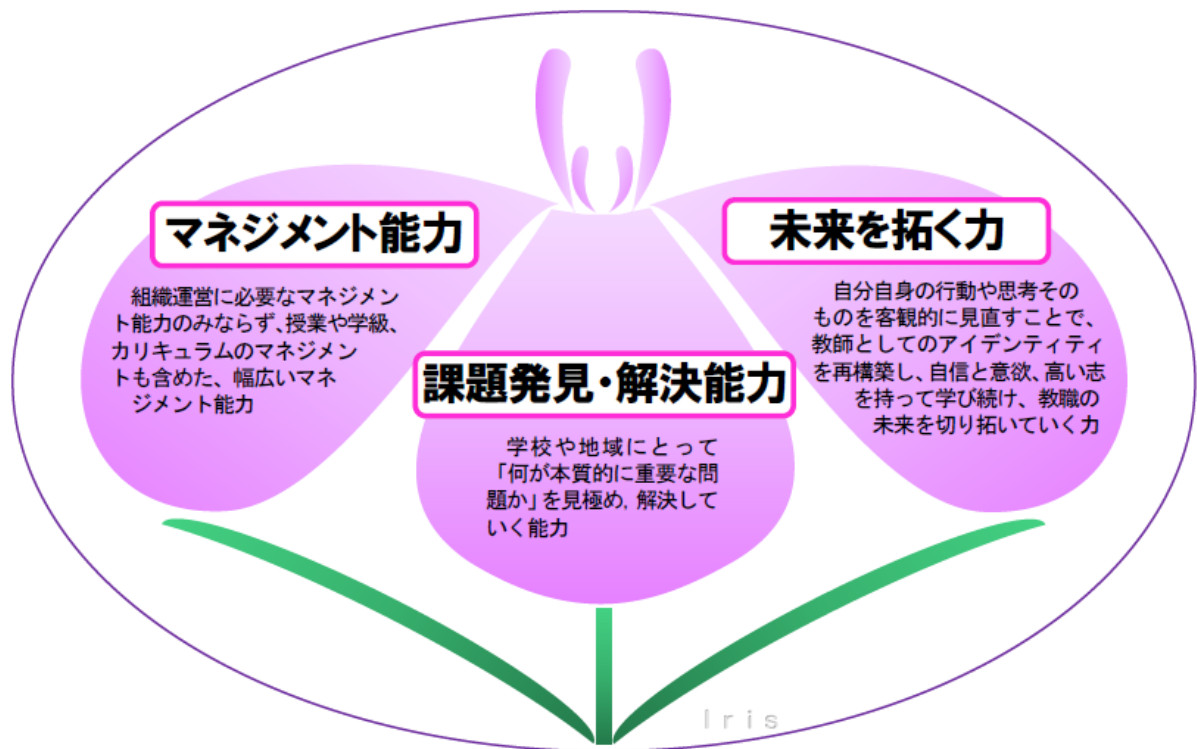
目 次

はじめに	4
I. 三重大学大学院教育学研究科の概要	6
II. 修了の要件	6
III. 開設する授業科目と履修方法等	6
1. 共通科目（必修）	6
2. 中核（コア）科目（必修）	6
3. 選択科目	6
4. 履修の届出	6
5. 単位の認定等	6
6. 現職教員学生の履修方法	7
7. 専修免許状の取得について	7
IV. 教育課程	8
V. 授業科目の内容等	8
VI. 大学院関係規程	9
VII. 大学院担当教員名簿	25

はじめに

この履修の手引は、入学した皆さんが修了までに履修しなければならない授業科目、単位数そして履修方法を解説したものです。

三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻（教職大学院）は、現職教員および学部新卒者を対象に、「マネジメント能力」・「課題発見・解決能力」、「未来を拓く力」を備えたスクールリーダー・ミドルリーダーを育成することをねらいとします。



以下に本教職大学院の目的、ポリシーを示します。 アドミッション・ポリシーは、本教職大学院の特色や教育理念に基づき、どのような学生像を求めるかをまとめたもの、ディプロマ・ポリシーは教育の実施や学位授与に関する基本的な方針をまとめたもの、カリキュラム・ポリシーは教育課程（カリキュラム）の編成・実施の方針をまとめたものです。

本教職大学院に入学された皆さんが、これらの目的、ポリシーを心に留め、実りある大学院生活を過ごされることを願っています。

目 的

本教職大学院は、三重県における喫緊の教育課題に取り組むため、学校を変える推進者としてのスクールリーダー及び将来的に地域教育を支えるミドルリーダーとなる資質・力量のある新人教員を養成することを目的とする。

アドミッション・ポリシー

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）は以下のとおりです。

- ① 現職教員：学級・学校経営、学習指導方法の開発・改善、生徒指導・教育相談、教育課程、教師教育等における様々な今日的課題を解決するために、確かな指導理論の構築を目指し、より高度な実践力と応用力を身につけたい教員。特に、学校現場での経験に基づき、教職大学院での明確な研修テーマや課題を持ち、それらを協働で解決し、学校や地域において指導的役割(スクールリーダー)として将来活躍できる教員。
- ② 学部新卒者等：大学院修了後、学校教員を目指し、学級・学校経営、学習指導方法の開発・改善、生徒指導・教育相談、教育課程、教師教育等における様々な今日的課題に強い関心があり、学校現場での実習や現職教員学生との協働により、教職に関する実践的な専門性や高度な実践力を身につけたい人。

ディプロマ・ポリシー

- * 児童・生徒の実態や教育諸問題の理解に必要な専門的知識を修得している。
- * 専攻する領域・分野に関する教育課題について理論的・実践的な研究能力を身につけている。
- * 異文化・多世代の人との協働や、省察的実践の意義を理解することができる。
- * 高度専門職業人として、継続的に理論的・実践的研究に取り組むことができる。

カリキュラム・ポリシー

本教職大学院は、教育に関する高度専門職業人を育成することを目的とし、以下の3つの授業科目群を配置し、理論と実践の往還を重視したカリキュラムを策定する。

- ・ 共通科目群
- ・ 選択科目群
- ・ 中核（コア）科目群

I. 三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻の概要 (略)

教職実践高度化専攻には、以下の2つのコースがある。

・学校経営力開発コース

30歳代後半から40歳代の現職教員を対象としており、定員は10人とする。専門的知識や技能を学んで三重県の教育課題に取組み学校を変える推進者、更にはスクールリーダーを養成する。

・教育実践力開発コース

学部新卒者を対象とし、定員は4人とする。学部段階での資質能力を修得した者で、実践的な指導力・展開力を備え、将来ミドルリーダーとなる新人教員を養成する。

II. 修了の要件

標準修了年限は2年である。修了要件は、「共通科目」20単位(すべて必修)、「中核(コア)科目」18単位(すべて必修)を修得し、「選択科目」から8単位、合計46単位以上修得することとする。なお、履修登録の上限は、年間で40単位とする。

III. 開設する授業科目と履修方法等

1. 共通科目 (必修)

5領域各2科目、計10科目(20単位)を必修とする。

2. 中核(コア) (必修)

PBL演習科目4科目(8単位)と教育実践プロジェクト科目2科目(10単位)を必修とする。

3. 選択科目

教育実践力開発コースは、授業改善に関する科目群から3科目(6単位)を必修とし、残りの1科目(2単位)は学校改善に関する科目群のうちから修得する。学校経営力開発コースは、学校改善に関する科目群から3科目(6単位)を必修とし、残りの1科目(2単位)は授業改善に関する科目群のうちから修得する。

4. 履修の届出

毎学期始めの所定の期日までに履修しようとする授業科目を届出なければならない。

5. 単位の認定等

授業科目の履修単位は、試験又は「学修成果報告書」等により認定する。各授業科目の成績は、AA(90点以上)、A(80～89点)、B(70～79点)、C(60～69点)、D(60点未満)とする。

成績評価は以下の表に定める区分により行う。単位認定は各学期の終わりに行う。

判定	評定区分	評価点	評定	評定内容基準
合格	95～100点	10	AA	科目内容を修得し、到達目標を優れて満たしている
	90～94	9		
	80～89	8	A	科目内容を修得し、到達目標を十分に満たしている
	70～79	7	B	科目内容を修得し、到達目標を概ね満たしている
	60～69	6	C	科目内容を修得し、到達目標を必要限度満たしている
不合格	60点未満	5以下	D	科目内容を修得したとは認められず、到達目標を満たしていない

6. 現職教員学生の履修方法

- (1) 現職教員の学生は、2年次については、勤務校に復帰し、勤務しつつ、毎週定期的に通学して講義又は研究指導を受けることを認め、必要がある場合には、土曜日、及び夏季・冬季の休業中にも講義及び研究指導を受けることができる。
- (2) この特例を受けることができるものは、入学年度の所定期間中に学務担当に願い出て、研究科委員会の承認を得なければならない。

7. 専修免許状の取得について（大学からの一括申請以外での取得方法）

1種免許状を保有する教諭の専修免許状の取得にあつては、最低在職年数3年、最低修得単位数15単位の修得で専修免許状の申請ができる。その場合は、個人での申請となる。なお、在職年数については、希望取得免許状と同種の学校における在職年数に限定する。

IV. 教育課程

科目区分	授業科目	対象 学年	単位		備考
			必修	選択	
共通科目	領域① 教育課程の編成及び実施				
	現代カリキュラム論	1	2		
	カリキュラム開発の理論と方法	1	2		
	領域② 教科等の実践的な指導方法				
	授業研究方法論	1	2		
	授業デザインと学習指導	1	2		
	領域③ 生徒指導及び教育相談				
	生徒指導の今日的な課題と実践	1	2		
	教育相談論	1	2		
	領域④ 学級経営及び学校経営				
	スクールマネジメントの理論と実践	1	2		
	学校づくりの理論と実践	1	2		
	領域⑤ 学校教育と教員の在り方				
	専門職（プロフェッショナル）としての教師論	1	2		
	学校改革の中の現代教師論	1	2		
中核（コア）科目	① PBL 演習科目				
	地域の教育課題解決演習Ⅰ	1	2		*
	地域の教育課題解決演習Ⅱ	1	2		*
	地域の教育課題解決演習Ⅲ	2	2		*
	地域の教育課題解決演習Ⅳ	2	2		*
	② 教育実践プロジェクト科目				
	課題発見・解決実習Ⅰ	1	5		*
課題発見・解決実習Ⅱ	2	5		*	
選択科目	① 授業改善に関する科目群				
	授業研究としての教師のライフヒストリー研究	2		2	#
	ICT を用いた授業改善とアクティブラーニング	1		2	
	表現教育としての教育実践	2		2	
	学級づくりへの実践的アプローチ	2		2	
	各教科教育の授業研究の最前線	2		2	*
	② 学校改善に関する科目群				
	地域の特性を生かした学校カリキュラムデザイン論	2		2	*
	アクションリサーチを生かした同僚性の構築と教師の力量形成	2		2	
	学校改善の理論と実践	1		2	
	カウンセリングの理論と実践	2		2	
	日本とアメリカにおける学校教育の現状と課題	2		2	#

注：備考欄に*印のある授業科目は専修免許状取得のための対応単位ではない。

注：備考欄に#印のある授業科目は 2019 年度のみ開講である（2020 年以降、廃止予定）。

V. 授業科目の内容等

○詳細については、web シラバスをご覧ください。 (<https://syllabus.mie-u.ac.jp/>)

VI. 大学院関係規程

三重大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、三重大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学士の学位授与)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与)

第4条 修士の学位は、本学大学院修士課程(医学系研究科看護学専攻、工学研究科、生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科においては、博士前期課程をいう。以下「修士課程」という。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与)

第5条 博士の学位は、本学大学院博士課程(医学系研究科看護学専攻、工学研究科、生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科においては、博士後期課程をいう。以下「博士課程」という。)を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認(以下「学力の確認」という。)された者に、博士の学位を授与する。

(教職修士(専門職)の学位授与)

第5条の2 教職修士(専門職)の学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出による学位の申請等)

第6条 第5条第2項の規定により学位の申請をしようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書及び別表第1に定める学位論文審査手数料の額を添え、研究科長を経て、学長に提出するものとする。ただし、博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位の申請をする場合には、学位論文審査手数料を免除する。

2 納付した学位論文審査手数料は、返還しない。

第7条 学長は、学位論文を受理したときは、当該研究科教授会に審査を付託するものとする。

第8条 学力の確認は、専攻の学術に関し、博士課程修了者と同等以上の学識並びに研究能力について、口答及び筆答によって行う。この場合外国語に2種類を課する。ただし、特別の理由があるときは、研究科教授会の議を経て、1種類とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、研究科所定の年限内に学位論文を提出し、学位の申請をするときは、学力の確認を免除することができる。

第9条 学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了す

るものとする。

第10条 学位論文の審査及び学力の確認等については、三重大学大学院学則第37条第3項から第5項まで、第39条及び第41条から第43条までの規定を準用する。この場合において、「最終試験」を「学力の確認」と読み替えるものとする。

(学位記の授与)

第11条 学長は、第3条から第5条の2の規定による者に対して、所定の学位記を授与する。

2 学長は、第6条の規定により学位の申請をした者のうち、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(専攻分野の名称等)

第12条 授与する学位には、次項に定めるものを除き、次のとおり専攻分野を付記するものとする。

学位の別	学部・学科・研究科等の別		専攻分野
学士	人文学部	文化学科	人文科学
		法律経済学科	法律経済
	教育学部		教育学
	医学部	医学科	医学
		看護学科	看護学
	工学部		工学
	生物資源学部		生物資源学
修士	人文社会科学研究科	地域文化論専攻	人文科学
		社会科学専攻	社会科学
	教育学研究科	教育科学専攻	教育学
	医学系研究科	医科学専攻	医科学
		看護学専攻（博士前期課程）	看護学
	工学研究科（博士前期課程）		工学
	生物資源学研究科（博士前期課程）		生物資源学
地域イノベーション学研究科（博士前期課程）		学術	
博士	医学系研究科	生命医科学専攻	医学
		看護学専攻（博士後期課程）	看護学
	工学研究科（博士後期課程）		工学
	生物資源学研究科（博士後期課程）		学術
	地域イノベーション学研究科（博士後期課程）		学術

2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、次に定めるところによる。

学位	研究科・専攻
教職修士（専門職）	教育学研究科教職実践高度化専攻

(学位授与の報告)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学が指定するウェブサイトの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第16条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、三重大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、学部教授会、研究科委員会又は研究科教授会（以下「学部教授会等」という。）の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学部教授会等が、前項の議決を行うときは、構成員（休職者、海外渡航中の者及び内地研究員を除く。）の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、学部教授会等が、学長の承認を得て定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年11月24日規則）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規則第12条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に人文学部社会科学部に在学する者（平成20年度及び平成21年度に当該学科に編入学する者を含む。）に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月30日規則）

- 1 この規則は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年3月31日以前に博士の学位を授与した場合には、改正後の規則第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成25年3月31日以前に博士の学位を授与された者については、改正後の規則第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月26日規則第159号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第159号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、改正後の規則第4条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

学位論文審査手数料
57,000円

別表第2（第18条関係）

学位記様式

（本学を卒業した場合）

[別紙参照] （略）

（修士課程を修了した場合）

[別紙参照] （略）

（博士課程を修了した場合）

[別紙参照] （略）

(学位論文提出による場合)

[別紙参照] (略)

(専門職学位課程を修了した場合)

[別紙参照] (下記)

学位記様式 (専門職学位課程を修了した場合)

		教職修第		号		
学 位 記						
		氏	名			
		年	月	日生		
本学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻の専門職学位 課程を修了したので教職修士 (専門職) の学位を授与する						
		年	月	日		
三重大学 印	三重大学大学院教育学研究科長	○	○	○	○	印
	三重大学学長	○	○	○	○	印

三重大学大学院教育学研究科規程

(趣旨)

第1条 三重大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、三重大学大学院学則及び三重大学学位規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第1条の2 研究科は、複雑多様化する現代の教育課題の解決を目指して、教育現場との連携又は理論と実践の往還を通して、専門分野並びに教育実践における優れた能力を養うことを目的とする。

(専攻、教育領域等)

第2条 研究科に次の専攻、教育領域及びコースを設ける。

専攻	教育領域	コース
教育科学専攻	学校教育領域	教育開発コース
		教職実践コース
	特別支援教育領域	教育開発コース
		教職実践コース
	人文・社会系教育領域	教育開発コース
		教職実践コース
	理数・生活系教育領域	教育開発コース
		教職実践コース
	芸術・スポーツ系教育領域	教育開発コース
		教職実践コース
教職実践高度化専攻		学校経営力開発コース
		教育実践力開発コース

(専攻の目的)

第2条の2 教育科学専攻は、人間の発達及び教育に関する高度な専門的研究を進めるとともに、教育現場における諸課題の解決にリーダーシップを発揮できる人間性豊かな教員の養成のための高度な教育・研究を行うことを目的とする。

2 教職実践高度化専攻は、地域や学校において指導的役割を果たすために必要とされる確かな指導理論及び優れた実践力・応用力を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

(入学者の選考)

第3条 入学者の選考は、学力試験及び提出された書類等を総合して行う。

2 前項の選考方法、時期等については、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

(指導教員)

第4条 教育科学専攻にあつては、学生の教育、研究及び論文の指導のため、指導教員を置き、専攻担当の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、准教授をもって充てることができる。

2 教職実践高度化専攻にあつては、学生の教育及び履修の指導を行うため、専攻担当の専任教員のうちから指導教員を置く。

(授業科目及び単位数)

第5条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第1-1及び別表第1-2のとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、指導教員の指導のもとに、別表第2-1及び別表第2-2に定める履修方法により、教育科学専攻にあつては30単位以上、教職実践高度化専攻にあつては46単位以上を修得しなければならない。

2 学生の履修に関する特例は、別に定める。

3 指導教員が必要と認めたときは、他の研究科又は学部における授業科目を履修することができる。

(履修科目の届出)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに、研究科長に届出なければならない。

2 前項の届出後、授業科目を変更しようとする場合については、別に定める。

(単位修得の認定)

第8条 各授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告により、授業科目担当大学教員が行う。

(試験)

第9条 試験は、筆記又は口述とし、当該授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、授業科目によっては、適当な時期に行うことがある。

(追試験)

第10条 学生が、疾病その他やむを得ない理由により、正規の試験を受けることができなかった場合は、願い出により、追試験を行うことがある。

(成績)

第11条 履修した授業科目の成績は、AA・A・B・C・Dの評語で表し、AA・A・B・Cを合格とする。

(学位論文提出資格)

第12条 教育科学専攻にあつては、研究科に所定の期間在学し、かつ、第5条に定める授業科目30単位以上を修得した者又は修得見込の者は、学位論文(三重大学大学院学則第36条第1項に規定する特定の課題を含む。以下同じ。)を提出することができる。

(最終試験)

第13条 教育科学専攻にあつては、最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、当該学位論文を中心として筆記又は口述により、指導教員が行う。

(再入学及び転入学)

第14条 三重大学大学院学則第22条の規定により、再入学又は転入学を志願する者の選考は、研究科委員会で行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年5月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年3月31日に修士課程に在学する者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月13日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成12年6月14日から施行し、平成12年5月11日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正後の規程第11条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規程第2条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の規程第2条、別表第1-1及び別表第2-1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1-1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、改正後の規程別表第1-1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1-1及び別表第1-2 (略)

別表第2-1及び別表第2-2 (略)

三重大学大学院教育学研究科委員会規程

(平成元年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院研究科委員会規程第8条の規定に基づき、三重大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の研究科委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 研究科担当の教授、准教授及び講師

2 委員会が必要と認めるときは、研究科を担当する前項の職員以外の者を加えることができる。

(会議)

第3条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名する者がその職務を代行する。

(定足数及び議決)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、海外渡航中の者、内地研究員、休職中の者及び病気休暇その他の事由により1月以上不在の者は、委員に算入しない。

2 議事は、別に定めのあるものを除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

教職実践高度化専攻（教職大学院）学修成果報告書評価内規

（趣旨）

第1条 三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻（教職大学院）における学修成果報告書の評価に関する事項は、三重大学大学院学則、三重大学学位規則及び三重大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（学修成果報告書題目の届出）

第2条 修了予定の学生は、指導教員の指導を得て学修成果報告書の題目を定め、修了年度の9月30日（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の場合はその翌日。）までに、学修成果報告書題目申告書（別紙様式第1）を研究科長に提出しなければならない。

（学修成果報告書の提出）

第3条 学修成果報告書の評価を願い出る学生は、修了年度の2月13日（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の場合はその翌日。）までに、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- 一 学修成果報告書 1編（正本1部、副本1部）
- 二 学修成果報告書評価願（別紙様式第2） 1部
- 三 学修成果報告書目録（別紙様式第3） 2部（正1部、副1部）
- 四 学修成果報告書要旨（別紙様式第4） 2部（正1部、副1部）

（成果報告書評価委員及び最終試験委員）

第4条 成果報告書評価委員は、主査1名及び副査1名以上とする。

- 2 成果報告書評価委員の主査及び副査は、研究科委員会委員のうちから選出し、主査は指導教員とする。
- 3 前項に定めるもののほか、特に必要がある場合は、研究科委員会委員以外の教員等を加えることができる。
- 4 成果報告書評価委員は、修了年度の11月研究科委員会で選出する。
- 5 最終試験委員は、学修成果報告書評価委員をもって充てる。

（学修成果報告書の評価）

第5条 学修成果報告書の評価は、最終成果報告会を経て行う。

（評価結果の報告）

第6条 学修成果報告書の評価は、2月末までに終了するものとし、主査はその結果を速やかに文書（別紙様式第5及び第6）により研究科委員会に報告しなければならない。

（修了の認定）

第7条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、審議し、合否を議決する。

- 2 研究科長は、前項の議決をしたときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

（学位の名称）

第8条 学位の名称は、「教職修士（専門職）」とする。

(学修成果報告書の保管)

第9条 学修成果報告書は、評価終了後に、正本を教育学研究科に保管する。

(定期外修了認定)

第10条 第2条に規定する事項については、5月31日（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の場合はその翌日。）までとする。

2 第3条に規定する事項については、8月10日（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の場合はその翌日。）までとする。

3 第7条に規定する事項については、8月31日までとする。

4 修了日は、9月30日（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の場合はその前日。）とする。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

学修成果報告書の体裁及び書式について

学修成果報告書の体裁及び書式を次の通り指定します。

1. 用紙

J I S 規格 A 4 版縦を使用すること。

2 行・字数

横書き，40 字×40 行を基本とし，例示にしたがって題目等（題目，副題，専攻・コース名，名前）にあて，本文は 1 行空けてから記述を始めるものとする。総文字数は 32,000 字程度，総ページ数は 20 ページ以上（図表や参考資料を含む）を目安とする。文中の句読点は「。」及び「，」とすること。

3 余白

余白は上 25 mm，左 25 mm，右 23 mm を基本とすること。

4 体裁

パソコンを使用し，印刷された清書とともに記録媒体（USB メモリ，CD 等）を提出すること。

5 題目等の例示

I C T の活用とアクティブ・ラーニングに関する研究

— 中学校における英語科の指導を中心に —

教職実践高度化専攻 学校経営力開発コース

三重 太郎

* 要旨，キーワード，学籍番号，および指導教員名の記載は，特に定めない（執筆者本人の判断で記載してもよい）

注意

- ① 表題は 14 ポイントで，専攻，コース名との間を 2 行空け中央揃えとする。
- ② 副題は 12 ポイントで表題の次の行に中央揃えとし，—○○○○○—とする。
- ③ 副題と専攻コース名との間は 1 行空ける。
- ④ 専攻名とコース名の間は 1 字空け，右揃えとする。
- ⑤ 氏名は性と名の間は空け，右揃えとする。
- ⑥ 文字は明朝体とし，表題及び副題を除くすべての文字は 10.5 ポイントとする。

付記

①成果報告書提出関連の書類

最終成果報告書と関連して提出が必要な書類は、学修成果報告書評価内規の第 3 条を参照のこと。題目申告書、学修成果報告書審査願、学修成果報告書目録、報告書要旨の書式については教育学研究科ホームページの所定の箇所からダウンロードできる（下記参照）。

教育学部・教育学研究科ホームページ → 在学生用ページ → 各種手続き書類一覧
→ 教育学研究科（教職大学院）学修成果報告書関係

*目録：上段に題目のみを記入し、下段は空欄でよい。下段の添付資料は、冊子には入れない添付資料がある場合に記入する。

②概要の提出について

報告書提出後に開催される最終成果報告会に向けて、報告書の概要（4 ページ）を作成すること。（詳細は別紙にて連絡）

③成果報告書作成に至るまでの予定について

学修成果報告書の指導は、「地域の教育課題解決演習Ⅰ～Ⅳ」を中心として、計画的に実施する。充実した生活を送ることができるように、学修成果報告書の完成に向けて「題目の決定」「中間発表」などに関する具体的な期日、諸課題が各指導教員から提示される。また「地域の教育課題解決演習」の授業時間に限らず、日常的な指導・支援が行われる。

学修成果報告書作成までのアウトライン

1 年次	前期	「地域の教育課題解決演習Ⅰ」履修
	8 月上旬	中間報告会Ⅰ
	後期	「地域の教育課題解決演習Ⅱ」履修
	11 月下旬	中間報告会Ⅱ
	2 月上旬	中間報告会Ⅲ
2 年次	前期	「地域の教育課題解決演習Ⅲ」履修
	8 月上旬	中間報告会Ⅳ
	9 月下旬	学修成果報告書題目申告
	後期	「地域の教育課題解決演習Ⅳ」履修
	2 月中	学修成果報告会
	2 月中	学修成果報告書審査（評価）

*アウトラインのスケジュールは予定であり変更する場合があります。

三重大学大学院教育学研究科

ティーチング・アシスタントに関する取扱要項

(平成6年7月13日制定)

(目的)

第1 この要項は、三重大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、三重大学（以下「本学」という。）における教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともにこれに対する手当を支給することにより、研究科学生の処遇の改善に資することを目的とする。

(名称)

第2 第1に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタントとする。

(職務内容)

第3 ティーチング・アシスタントは、本学の学部学生に対する開設科目の授業に関し、授業担当教員の指示を受けて実験、実習、演習等（以下「実験等」という。）の教育補助業務を行うものとする。

(身分)

第4 ティーチング・アシスタントは、時間雇用の非常勤職員とする。

(資格基準)

第5 ティーチング・アシスタントに雇用できる者は、研究科に在学し、学業成績が優秀であり、かつ、実験等の教育補助業務に十分対応し得る能力を有する者とする。

(選考方法)

第6 ティーチング・アシスタントの選考は、教育領域代表者及び教職実践高度化専攻会議議長の推薦があった者のうちから研究科長が行うものとする。

2 研究科長は、資格、雇用する人数及び時間数等について各教育領域代表者及び教職実践高度化専攻会議議長の意見を徴し、その結果について研究科運営会議の議を経なければならない。

(雇用時間等)

第7 ティーチング・アシスタント1人当たりの雇用時間は、当該学生の研究、授業等に支障が生じない範囲とする。

2 雇用時期及び雇用期間は、職務の内容に応じた適当な時期及び期間とする。

(任免手続等)

第8 任免手続等については、別に定める様式により取り扱うものとする。

(給与)

第9 ティーチング・アシスタントの給与は、既定予算の範囲内において、時間給を支給し、他の給与は支給しない。

2 1時間当たりの手当額は、教育職本給表（一）による常勤の職員として雇用した場合に受けることとなる本給月額を基礎として、算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、ティーチング・アシスタントの実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要項は、平成6年7月13日から実施する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成24年4月1日から実施する。

2 平成23年度以前の入学者については、改正後の要項第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年2月21日から実施する。

VII. 2019年度 教職大学院担当教員名簿

○教職実践高度化専攻（教職大学院）

	教 員 名	研究室電話番号
専任	森 脇 健 夫	059-231-9324
〃	須曾野 仁 志	059-231-9341
〃	瀬 戸 健 一	059-231-9322
〃	織 田 泰 幸	059-231-9283
〃	園 部 友里恵	059-231-9284
〃	笹 屋 孝 允	059-231-9250
〃	田 邊 正 明	059-231-9269
〃	三 浦 洋 子	059-231-9749
〃	栢 森 和 重	059-231-9750
〃	市 川 則 文	059-231-9936
〃	西 村 哲 二	059-227-1295（代表）附属小学校
〃	東 俊 之	059-226-5281（代表）附属中学校
〃	高 田 明 裕	059-226-5193（代表）附属特別支援学校
〃	杉 澤 久美子	059-227-1711（代表）附属幼稚園

*内線番号は研究室電話番号の下4桁となります。ただし、（ ）のある電話番号については、研究室の内線ではなく各附属学校園の代表の連絡先となります。